

令和7年度 監査計画

令和7年3月24日決定

弥富市監査委員

弥富市監査基準第7条の規定に基づき、令和7年度の監査計画は次のとおりとする。

1 基本方針

監査委員は、地方自治法により設置された独立の執行機関として、市の行政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、市民の福祉の増進と市政への信頼確保に努めるため、弥富市監査基準に基づき実施するものとする。

2 実施方針

令和6年度は、市政に対する市民の信頼を損ねる事務の誤りが、複数件判明した。繰り返される軽微な誤りが重大な過誤につながりうるということを、監査の講評等と通じて注意喚起し、重大な誤りや不祥事の未然防止や再発防止を図り、市民の信頼に応える。市が定めた再発防止対策が確実に実施されているかも含め、監査は次の点に留意して実施するものとする。

- (1) 監査の観点は、合規性及び正確性のみならず、経済性、効率性及び有効性の観点からも監査を行い、市の施策の推進及び事務改善につながるような指導または助言を行う。
- (2) 監査の方法は、誤り、不正、事故等が発生する可能性の高い事項を重点的かつ優先的に行うリスク・アプローチに基づく、効果的かつ効率的な監査を実施する。
- (3) 監査の実施は、定められた事務処理のルール等を遵守する体制となっているかなど、内部統制に依拠する程度を勘案し行う。
- (4) 監査の結果は、議会及び市長に報告するとともに、監査により行った処置の内容を職員に発信し、同様の指導を継続的または全庁的に行うことのないよう、フォローアップにも努める。
- (5) 市民の視点に立った監査を行い、監査の結果に関する報告及び意見は、市民にわかりやすい表現となるように努める。

3 監査項目

令和7年度の監査項目を次のとおり定め、定期監査及び決算審査において監査を実施する。

(1) 契約関係

- ア 工事、委託、修繕、物品購入等において、契約を恣意的に分割していないか。
- イ 契約書類に不備はないか。
- ウ 随意契約について不適切なものはないか。
- エ 契約手続・履行において不適切なものはないか。
- オ 契約内容を見直す必要のあるものはないか。

(2) 収入関係

- ア 収入手続きにおいて不適切なものはないか。
- イ 算定誤りなどで過大・過少計上しているものはないか。

(3) 支出関係

- ア 予算執行は適切に行われているか。
- イ 旅費等の支給手続きは適切に行われているか。
- ウ 支出遅延が生じているものはないか。
- エ 支出遅延を免れるために不適切な事務処理が行われていないか。
- オ 過大計上しているものはないか。

(4) その他

- ア 委託・補助金等の執行において実績報告が適切に行われ、担当部署が履行内容や団体の繰越金などをしっかり確認しているか。
- イ 現金の管理・取扱いに問題はないか。
- ウ 法令などに抵触しているものはないか。
- エ 不適切な事務手続きが行われていないか。
- オ 郵券等の保管・管理は適切に行われているか。
- カ 日付誤りや消せるボールペン使用など文書関係に不備はないか。
- キ 行政文書管理規程に基づき、保存期間が守られているか。

4 重点監査項目

令和7年度の重点項目は、「個人情報取扱い」とし、次のとおり定期監査及び決算審査において監査を実施する。

- (1) アクセス制限
- (2) 複製等の制限
- (3) 誤りの訂正等
- (4) 媒体の管理等
- (5) 誤送付等の防止
- (6) 廃棄等
- (7) 保有個人情報の取扱状況の記録
- (8) 外国における制度の把握

5 監査等の種類及び対象

(1) 一般監査	
財 務 監 査	ア 定期監査〔地方自治法第 199 条第 4 項〕 予算執行状況、使用料・手数料の収入事務、契約関係事務、補助金、委託料及び物品等の支出事務、財産管理等の事務、旅行命令事務等について監査する。
	イ 随時監査〔地方自治法第 199 条第 5 項〕 定期監査のほかに監査の必要があると認めるときは、いつでも財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査する。
	(ア) 工事監査（※随時の財務監査として位置付け） 工事の執行が法令に準拠し、適正かつ合理的、効率的に行われているか、対象工事を抽出し監査する。
	(イ) その他の随時監査等 定期監査等によって新たに把握された財務会計上の課題等について、監査の必要があると認めるとき監査する。
ウ 行政監査〔地方自治法第 199 条第 2 項〕 監査対象事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなど監査する。	
(2) 特別監査（※請求及び要求があった場合に実施）	
ア 住民の直接請求に基づく監査〔地方自治法第 75 条第 1 項〕	
イ 議会からの請求に基づく監査〔地方自治法第 98 条第 2 項〕	
ウ 市長の要求に基づく監査〔地方自治法第 199 条第 6 項〕	
エ 住民監査請求に基づく監査〔地方自治法第 242 条第 1 項〕	
オ 市長及び公営企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査〔地方自治法第 243 条の 2 の八第 3 項、地方公営企業法第 34 条〕	
(3) 財政援助団体等監査〔地方自治法第 199 条第 7 項〕 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。	
(4) 例月出納検査〔地方自治法第 235 条の 2 第 1 項〕 現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金、預り金）の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として、毎月前月末日現在のものを対象として検査する。	

(5) 決算審査〔地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項〕 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="320 255 1436 421"> ア 一般会計及び特別会計の決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査するとともに、予算執行及び財産管理の状況についても審査する。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="320 427 1436 593"> イ 公営企業会計の決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査するとともに、経営成績、財政状態及び地方公営企業運営状況についても審査する。 </td></tr> </table>	ア 一般会計及び特別会計の決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査するとともに、予算執行及び財産管理の状況についても審査する。	イ 公営企業会計の決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査するとともに、経営成績、財政状態及び地方公営企業運営状況についても審査する。
ア 一般会計及び特別会計の決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査するとともに、予算執行及び財産管理の状況についても審査する。		
イ 公営企業会計の決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査するとともに、経営成績、財政状態及び地方公営企業運営状況についても審査する。		
(6) 基金運用状況審査〔地方自治法第 241 条第 5 項〕 各基金の基金運用状況を示す書類の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、基金の運用が市の設置目的に沿って適切かつ効率的に行われているか審査する。		
(7) 健全化判断比率等審査〔地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項〕 決算審査に合わせて、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率（下水道事業会計）並びに各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査する。		

6 監査等の方法

監査等の実施にあたっては、対象課等に対し、期日、場所等をあらかじめ通知する。

事前に監査関係資料の提出を求め、関係書類・諸帳簿等を照合し、計数の把握、事務処理方法の適否などについて検査し、検討を加え、必要に応じて関係職員の説明を聴取する等の手法により行う。

また、必要に応じ現地調査を行う。

なお、監査を効率的に実施するため、原則として監査委員事務局による事前調査を行う。

7 監査の時期

監査は、別紙「弥富市令和 7 年度監査年間計画書」に基づき実施する。

別 紙

弥富市 令和7年度 監査年間計画書

月	内容	対象（課名、施設名、学校名）	備考
4 月	例月出納検査		
5 月	財政援助団体等 補助金交付監査	市民協働課、防災課、税務課、福祉課、介護高 齢課、児童課、産業振興課、学校教育課、生涯 学習課、観光課等	前年度の事 業分を対象
6 月	定期監査	十四山東部小学校、ひので子育て支援センター	前年度の事 業分を対象
7 月	決算審査及び 財政健全化審査	全課	
8 月	定期監査	弥富北中学校、弥生保育所、弥生児童館、弥生 第一児童クラブ、弥生子育て支援センター	
9 月	定期監査	弥富中学校、南部保育所、さくら児童館、日の 出第一児童クラブ、日の出第二児童クラブ	
10 月	定期監査	保険年金課、介護高齢課、総合福祉センター、 十四山総合福祉センター、いこいの里	
11 月	定期監査及び 工事監査	環境課、市民協働課、弥富まちなか交流館等	
12 月	定期監査	生涯学習課（総合社会教育センター、十四山ス ポーツセンター、南部及び白鳥コミュニティーセ ンター含む）、監査委員事務局	
1 月	定期監査	税務課、産業振興課（農村環境改善センター、 農村多目的センター含む）、	
2 月	定期監査	土木課、市民課、収納課	
3 月	定期監査	財政課、総務課	

8 監査の実施体制

各監査等の実施体制については、監査委員2名が弥富市監査基準に則ってその職務を遂行するものとし、監査委員事務局長以下職員2名が補助をする。

9 監査等の実施要項

- (1) 定期監査は、原則として弥富市令和7年度監査年間計画書のとおり行うが、休日その他やむを得ない理由で変更することがある。
- (2) 監査対象は、当該年度を対象とするが、必要に応じて過年度も対象とする。また、必要に応じ随時監査及び行政監査を実施する。
- (3) 例月出納検査は毎月実施する。
- (4) 全ての課を2年間に1回、小・中学校及び児童福祉施設等（保育所、母子通園施設、児童館、児童クラブ、子育て支援センター等）の監査委員監査は、3年に1回実施し、日程は後日通知する。
- (5) 予算決算会計規則、契約規則、補助金等交付規則、公金等の適切な取扱指針、行政文書管理規程、物品管理規則、職員服務規程等に基づく事務になっているかを監査する。

10 監査結果の報告

- (1) 定期監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告は、地方自治法第199条第9項により、議会、市長及び関係のある委員会に提出します。なお、定期監査の結果は監査対象課長等にも通知する。
- (2) 例月現金出納検査の結果に関する報告は、地方自治法第235条の2第3項により、議会及び市長に提出する。
- (3) 決算審査を終了したときは、地方自治法第233条第4項、地方公営企業法第30条第5項により、その意見を市長に提出する。
- (4) 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査の結果は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第2項、第22条第3項により、その意見を市長に提出する。

11 改善措置状況への対応

監査の結果に基づき、適切な措置または改善を要すると認められるものは、市長等に対し、措置状況の報告を求める。

市長等から措置状況の通知を受けた場合は、地方自治法第199条第14項により、速やかに市役所及び十四山支所の掲示板へ掲示する方法により公表する。あわせて、市ホームページに公表する。

なお、措置状況が検討中のものについては、適宜措置状況の報告を求め公表する。また、通知を受けた措置について、措置が継続して実施され、かつ、有効に機能しているのかを監査委員事務局職員が確認し、監査委員に報告を行う。必要に応じ、監査委員による実地の確認を行う。